

株式会社日本政策金融公庫「地域活性化・雇用促進資金」対象事業者認定・証明実施要領

第1 目的

この要領は、北海道（以下「道」という。）におけるゼロカーボン北海道の実現に向け、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の実施する「地域活性化・雇用促進資金」の申込みにあたり、道が対象事業者の認定及び証明を行うための必要な事項を定めることを目的とする。

第2 対象事業者

この要領における対象事業者は、株式会社日本政策金融公庫法第2条第3号に定める中小企業者であって、道内に事業所を有し、次の区分のいずれかに該当する者であり、「北海道創生総合戦略」に合致し地方創生に資する事業を行う者とする。

区分	対象事業者
1	「ゼロカーボン・チャレンジャー」に登録した者
2	北海道地球温暖化防止対策条例に基づく「事業者温室効果ガス削減等計画書」及び「事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書」について、知事への提出を要する特定事業者

第3 対象事業者の認定・証明

対象事業者であることの認定及び証明を受けようとする者は、公庫を通じて、次の各号の書類を北海道知事（経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課）に提出するものとする。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫「地域活性化・雇用促進資金」対象事業者認定・証明申請書（別記様式）
- (2) 申請日から3月以内の登記簿謄本又は定款（写可）
- (3) 対象事業者が次の区分のいずれかに該当することを確認できる書類

区分	対象事業者	添付書類
1	「ゼロカーボン・チャレンジャー」に登録した者	・「ゼロカーボン・チャレンジャー宣誓書」の写し ・温室効果ガス排出量について、道ホームページ（ゼロカーボン・チャレンジャー取組実績報告）から報告した場合に、道から送付のあった受理通知書（※1）
2	北海道地球温暖化防止対策条例に基づく「事業者温室効果ガス削減等計画書」及び「事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書」について、知事への提出を要する特定事業者	・「事業者温室効果ガス削減等計画書」を提出したことが確認できる書類として北海道の発行する受理通知書 ・「事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書」を提出したことが確認できる書類として北海道の発行する受理通知書（※2）

（※1）北海道地球温暖化防止対策条例に基づく事業者排出量簡易報告書の受理通知書を含む。

（※2）初めて「事業者温室効果ガス削減等計画書」を提出した特定事業者で、まだ実績報告書の提出義務が生じていない者については提出を要しない。

第4 認定及び証明の有効期間

認定及び証明の有効期間は、当該証明の日から起算して6ヶ月とする。

第5 情報の提供及び照会

- (1) 道は、認定及び証明に当たって事業者から得た情報について、公庫に提供し、関係機関に照会することができる。
- (2) 道は、認定及び証明に当たり、必要に応じて添付書類以外の書類の提出を求めることができる。

第6 協議

この要領に定めのない事項は、道と公庫が協議のうえ別に定める。

附 則

この要領は、令和5年（2023年） 月 日から施行する。

(別記様式)

株式会社日本政策金融公庫「地域活性化・雇用促進資金」対象事業者認定・証明申請書

株式会社日本政策金融公庫の「地域活性化・雇用促進資金」の申込みに当たり、対象事業者であることの認定及び証明を受けたいので、次のとおり申請します。

記

該当する対象事業者区分：

- 1 「ゼロカーボン・チャレンジャー」に登録した者
- 2 北海道地球温暖化防止対策条例に基づく「事業者温室効果ガス削減等計画書」及び「事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書」について、知事への提出を要する特定事業者
(該当するものいずれかに○を付けてください)

借入申込額： 円

借入目的：

令和 年 月 日

申請者 所在地又は住所
企業者名
代表者名

(証明欄)

上記については、次のとおり証明します。

「地域活性化・雇用促進資金」の対象事業者に

- 1 認定します。
- 2 認定しません。

令和 年 月 日

北海道知事 ○ ○ ○ ○

北海道確認担当者(職・氏名)：

印

※認定及び証明の有効期間は、当該証明の日から起算して6ヶ月となる。